

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年12月6日(火)午後3時から午後4時27分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター3階大ホール

3 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

1番 椎名弘 委員	2番 滝田博司 委員
3番 伊藤明美 委員	4番 戸村光男 委員
5番 塚本一治 委員	6番 加瀬安男 委員
7番 大木正俊 委員	8番 土屋玲子 委員
9番 佐藤和 委員	10番 石橋慎司 委員
11番 玉澤幸雄 委員	12番 高品文敬 委員
13番 鈴木茂 委員	14番 布施陽子 委員
15番 佐藤郁太郎 委員	16番 布施行雄 委員
17番 小林須美子 委員	

(2) 農地利用最適化推進委員 (9名)

20番 小林重紀 委員	21番 椎名正和 委員
22番 平山敏之 委員	23番 宇野恵三郎 委員
24番 金城ハル子 委員	25番 土屋功 委員
26番 関口孝男 委員	27番 寺本利幸 委員
28番 江波戸和男 委員	

4 欠席委員

(1) 農業委員 (0名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (3名)

18番 林博之 委員	19番 太田孝夫 委員
29番 秋山菊次 委員	

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和4年度第6次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 15件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 5件

報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
	利用権の中途解約に係る通知について	1件

その他

- 6 事務局職員出席者
 (農業委員会事務局) 事務局員 3名
 (市産業振興課) 職員 1名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和4年12月農業委員会定例総会を開会いたします。

鈴木会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
 委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は鈴木会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、5番塚本一治委員、6番加瀬安男委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和4年度第6次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る12月1日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

11番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る1

2月1日、午後2時20分より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和4年11月24日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和4年度第6次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われれます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、寺本利幸委員、江波戸和男委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、利用権設定関係の番号2番と3番について、審議・採決いたします。寺本利幸委員は退席をお願いします。

(寺本利幸委員 退席)

議 長 寺本利幸委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号2番と3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の利用権設定関係の番号2番と3番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号2番と3番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和4年度第6次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号2番と3番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和4年度第6次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号2番と3番について、採決に入ります。

議案第1号の利用権設定関係の番号2番と3番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

(寺本利幸委員 着席)

議 長 寺本利幸委員が着席しましたので、次に、所有権移転関係の番号19番について、審議・採決いたします。江波戸和男委員は退席をお願いします。

(江波戸和男委員 退席)

議 長 江波戸和男委員が退席しましたので、所有権移転関係の番号19番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の所有権移転関係の番号19番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号19番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和4年度第6次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号19番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和4年度第6次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号19番について、採決に入ります。
議案第1号の所有権移転関係の番号19番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(江波戸和男委員 着席)

議 長 江波戸和男委員が着席しましたので、引き続き、議案第1号「令和4年度第6次農用地利用集積計画(案)について」、を議題といたします。
利用権設定関係の番号2番と3番、所有権移転関係の番号19番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号2番と3番、所有権移転関係の番号19番を除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和4年度第6次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号2番と3番、所有権移転関係の番号19番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和4年度第6次農用地利用集積計画(案)について」、利用権設定関係の番号2番と3番、所有権移転関係の番号

19番を除き、採決に入ります。

議案第1号について、利用権設定関係の番号2番と3番、所有権移転関係の番号19番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の議案書を御覧ください。番号1番から5番、8番から15番までは、所有権移転に関する件であります。番号6番と7番は、利用権設定に関する件であります。

【議案第2号、番号1番から15番について議案書を基に朗読】

番号1番から15番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

10番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

5番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

9番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

4番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

す。

2 番 番号7番について、譲受人は番号6番と同一です。意欲的に営農しており、問題ないと思われま

1 7 番 番号8番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

3 番 番号9番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

8 番 番号10番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ

番号11番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ

番号12番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ

6 番 番号13番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ

番号14番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ

番号15番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号について、採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番について議案書を基に朗読】

番号1番について、申請地を営農型太陽光発電設備用地として畑1, 450㎡の内0. 299㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

8番 番号1番について、申請者は農業経営を主とする組合で、今回申請地に自家消費型の営農型太陽光発電設備の設置を計画しています。自家消費型ということで、発電した電気は申請地西側の組合の機械等の施設に供給する計画です。下部の農地については、認定農業者である申請者により耕作を行う計画で、作物については麦を栽培する計画です。農地区分は農用地区域内農地で原則転用不許可ですが、転用目的が農業用施設のため例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

【議案第4号、番号1番から5番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、駐車場（2台）用地として田62㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、建売分譲住宅用地として田499㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、専用住宅用地として畑543㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、専用住宅用地として畑375㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、特定建築条件付売買予定地（3区画）として、畑3筆の合計787㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

10番 番号1番について、譲受人は現在銚子市に両親と妻とで生活していますが、勤務先の関係もあり、以前祖父母が住んでいた申請地西側の空き家に今後妻と2人で移住する計画があるため、譲受人と妻の2人分の駐車場用地として計画するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

7番 番号2番について、譲受人は不動産業を主とする会社で、建売分譲住宅用地として需要を見込む申請地に木造平屋建てを計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われ

ます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号3番について、譲受人は現在実家で両親と生活していますが、独立したため申請地に専用住宅の建築を計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

9 番 番号4番について、譲受人の住所地は実家となっていますが、現在実家近くの賃貸住宅に家族5人で生活しており、手狭になってきたことから申請地に専用住宅の建築を計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

17番 番号5番について、譲受人は不動産業を主とする会社で、今回宅地として重要を見込む申請地を特定建築条件付売買予定地として3区画整備する計画です。特定建築条件付売買とは、譲受人が宅地造成を行った後土地購入者を見つけ、購入者が一定期間内に建築するという条件を付けて土地を売るというもので、土地購入者が見つからない場合は、譲受人自らが住宅を建築することが条件となっています。農地区分については、第2種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号について、採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が2件、利用権の中途解約に係る通知が1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。
本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号	令和4年度第6次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	15件
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	5件
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
	(2)利用権の中途解約に係る通知について	1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和4年12月6日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。